

## 第1回 有田川（有田川町内）を考える会 議事録(概要版)

日時：平成25年7月18日（木）14：00～16：00

場所：有田川町役場吉備庁舎 3階中会議室



### 1.開会

（事務局が議事進行）

### 2.議事内容

- ・有田川（有田川町内）を考える会設立趣旨・規約の承認
- ・議事
  - 1)有田川水系河川整備計画（素案）について
  - 2)その他

### 3.審議内容及び決定事項

#### 3.1 設立趣旨・規約の承認

有田川（有田川町内）を考える会設立趣旨・規約について事務局から説明を行い、委員の承認を得た。

#### 3.2 有田川水系河川整備計画（素案）について

有田川河川整備基本方針及び有田川河川整備計画（素案）について、無局から説明。説明に対する委員からの主な意見・質問は以下のとおり。

<主な意見・質問>

◆地域の住民にとって川は一つの生活圏の中の非常に大事なものであり、川に対しても非常に愛着を持っている。そういう状況の中で、常に川と地域の住民は切り離せられない環境であるということを知っていただきたい。

2年前の水害では二川ダムからピーク放流量が1,400m<sup>3</sup>/sであり、一方、年超過確率1/100年において金屋橋3,500m<sup>3</sup>/sという数字があったが、その辺りをもう少し詳しく説明していただきたい。(委員)

→台風12号について、2日雨量308mm(年超過確率1/20年)を超える雨が降ったが、流量としては推定で金屋地点では3,500m<sup>3</sup>/sよりも少なく、平成23年の台風12号の実績流量についても安全に流下させることができると考えている。(事務局)

◆降雨時はダムから放流しなくてはいけないのか。ダムが満水になっても倒れないのではないのか。(委員)

→満水になってもダム自体は安全だが、放流せずにダムが一杯になり、ある瞬間ダムを越えて水が流れ出すと、かなり急激な水位変動になる。ダムから放流する量は通常ゲート操作をして調整しており、ダムが満水になるとそのようなコントロールができない危険な状況となるので、放流せずに貯めるということはない。(事務局)

◆何十年も前の洪水ではあちこちで落雷しており、ダムの流入量や放流量のデータが全然取れなかったと聞いている。そのようなときの対策は何か考えているか。(委員)

→ダムの放流量や流入量という数字はダムの貯水位が時間あたりどれくらい変動するかということに基づいて計算しており、万が一、計算する機械が使えなくなったとしても手計算ですることができるため、当時もそのようにされていたのではと考える。(事務局)

◆吉原地区には昭和28年出水の後で補強した護岸があり、洪水時は川の水が明らかに越してしまうため、その辺りも計画に入れてほしい。(委員)

→今回、計画的に流下能力を高めるものを記載しており、護岸の老朽化については、維持管理上の工事はまた別途にあり、必要に応じて対応していくことと記載している。ただ、具体的な状況がわからないので、護岸の場所、設置経緯、所有者等を調べ、次の会議等で報告させていただく。(事務局)

◆今はレーダ雨量の観測がされており、対策が早くなっていると思うが、洪水時には何重にも安全対策がいと考える。(委員)

→基本的には大雨洪水注意報が発令された段階で、ダム管理事務所の者ができるだけ集まる体制を取っている。また、停電時についてもダム管理事務所には非常用の発電機を置いており、場合によってはその発電機までダメになったとしても、各ゲートに個別の発電機を置いているので、そういうことにも対応できると考えている。(事務局)

◆堆積について、要望がある箇所は極力採っていくという方向で進めてもらいたい。(委員)

→計画的に河床掘削する箇所は整備計画に示しているが、それ以外にも維持管理上必要なところは採っていく。また、4月から有田川、日高川、日置川、富田川、古座川、熊野川の県管理区間において、5年程度の期間を担保し、一般砂利採取を解禁している。(事務局)

◆川の木は勝手に切ることができるのか。(委員)

→一昨年とその前の年をあわせ、有田川町と有田市の協力を得て緊急雇用事業で木の伐採を行った。ただ、5年10年経てばまた元に戻ることもあり得るので、そのようなことを考慮しながら維持管理に努めていく。(事務局)

- ◆この計画が実施に移されたら、下流からやっていくか、それとも同時にやっていくのか。(委員)  
→流下能力に関わる部分については基本的には下流からやっていく。ただ、ある程度下流で流下能力が確保されている中で、上流を先にとということも考えられるので、その辺りについては詳細に検討していく。(事務局)
- ◆橋の橋脚に物が引っかかって川をせき止めないか。(委員)  
→国から河川管理施設等構造令という基本的な考え方が出ており、川幅に応じた橋脚の間隔や太さが定められている。県では国からの協議を受けて適正に審査し、橋を架けているので、その部分については安心していただきたい。(事務局)

### 3.3 その他

特になし。